

事業計画書

物価高騰や自然災害、感染症の影響に加え、孤独・孤立の深刻化、8050問題や家庭内ケアの過重負担など、地域社会を取り巻く課題は一層複雑かつ多様化しています。こうしたなか、国は地域共生社会の実現を掲げ、制度や分野を超えて支援が届く包括的な体制づくりを推進しています。また、地域におけるつながりの希薄化が進む中で、住民同士の支えあいや多様な主体の協働による地域づくりの重要性が再認識されています。

泉佐野市においても、高齢者や単身世帯の増加、災害への備え、外国人住民との共生、若年層の地域参加の促進など、地域福祉の多様な課題に対応する必要があります。

「誰もが住み慣れた地域で、共に支えあい、自分らしく、安心して生活することができる豊かな福祉社会の実現」をめざし、地域福祉活動を推進します。

【令和8年度重点事業】

① 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画(令和9年度～6ヵ年)の策定にむけて、第3次の計画期間の取り組みを評価し、今後の方向性を取りまとめます。

② 多様な主体がつながり協働できる機会の創出

福祉だけではなく、地域の暮らしに関連する他分野も含め、多様な団体や企業等の地域活動主体がつながることができるプラットフォームの仕組みをつくり出します。

③ 権利擁護支援体制の再構築にむけた調査研究と協議

日常生活自立支援事業の見直しをはじめ、国の動向等を含め情報収集に努め、関係機関との協議等を行います。

【継続事業】

ボランティアセンター事業については、次世代を担う学生の参加の促進に取り組むとともに、丁寧なコーディネートにより、住民や関係機関・団体のボランティア活動への理解をひろげます。

地域活動支援については、地区(支部)福祉委員会、民生委員児童委員協議会をはじめ多様な団体とつながり、活動に寄り添いながら住民主体の地域福祉活動を推進します。

災害関係については、これまで同様、市関係課と連携し、協定団体、災害事前登録ボランティア、さらには近隣市町社協等とも協力しながら、BCP訓練や模擬訓練、研修を実施します。

基幹包括支援センター事業、地域型包括支援センター事業においては、関係機

関・団体と協働し、包括的支援体制の実現にむけて取り組みます。

市立社会福祉センター管理運営においては、ふれあい交流事業を開催すると共に安心・安全に利用しやすい環境づくりに努めます。

住民一人ひとりに寄り添うことができる社協をめざして、役職員が一丸となり以下のとおり各事業を推進してまいります。

〔1〕法人運営関係

公平・公正な組織運営に取り組むとともに、住民主体の組織である社協の核となる理事・評議員・職員の連携を深め、組織強化を図る。

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1. 理事会 | |
| (1) 理事会の開催 | 10回 |
| (2) 三役会の開催 | 随時 |
| (3) 担当理事会の開催 | 随時 |
| 2. 評議員会 | |
| (1) 評議員会の開催 | 定例2回 |
| 3. 評議員解任・選任委員会の開催 | 随時 |
| 4. 研修会 | |
| (1) 理事・監事研修会 | 1回 |
| (2) 評議員研修会 | 1回 |
| (3) 職員研修会 | 随時 |
| (4) 感染症 BCP 訓練 | 1回 |
| 5. 監事による監査 | 1回 |
| 6. 会計事務所による財務会計に関する支援業務 | 15回 |
| 7. 各種イベントの開催 | |
| (1) 社協チャリティバザーの開催 | 1回 |
| 8. 各種委員会の開催 | |
| (1) 感染症防止委員会 | 2回以上 |
| (2) 虐待防止委員会 | 2回以上 |
| (3) 苦情解決委員会 | 随時 |
| (4) 安全衛生委員会 | 設置準備 |
| (5) 衛生管理者・産業医の選任、健康相談・職場巡回等の実施 | |

〔2〕地域福祉事業の推進

誰もが安心して暮らせる街づくりをめざし、引き続き市内全地区に設置している14地区福祉委員会およびその支部福祉委員会をはじめとする地域の活動主体への支援を通じて、生活支援体制整備事業を含め地域の支えあい活動を推進する。

令和8年度は様々な団体や企業等と地域の活動主体が、繋がり合うことができ、新たな協働が生まれるプラットフォームの仕組みづくりをすすめながら、様々な「問題」に対し話し合うことができる対話の場づくりも市域ですすめていく。

1. 連絡会等の開催
 - (1) 地区福祉委員会連絡会の開催 4回
 - (2) 子育てサロン実施地区連絡会の開催 1回
 - (3) 支部連絡会の開催 1回
 - (4) 地区単位での「地域の暮らしを話す会」の開催 各地区1回
 - (5) 地域交流カフェ実施主体連絡会の開催 1回
 - (6) その他、必要な連絡会の開催
2. 講習会・講座・研修会等の開催
 - (1) 小地域を支えるボランティア講座の開催（初任者向け）
 - (2) 子育てサロン実施地区研修会の開催 1回
 - (3) 小地域ネットワーク活動報告集会の開催 1回
 - (4) つながりづくりプラットフォーム「つながろっと」の開催 2回
 - (5) わいわいの輪の開催 随時
 - (6) その他、必要な研修会等の開催
3. 助成金の交付
 - (1) 活動実績に応じての地区福祉委員会活動助成金の交付
 - (2) 地域福祉活動立ち上げ助成金の交付
 - (3) その他助成金の交付
4. 地域福祉活動計画の推進
 - (1) 地域福祉活動計画推進委員会の開催 随時
 - (2) 第4次地域福祉活動計画の策定作業 随時
5. 社会資源の把握と情報発信
 - (1) 社協インスタグラムを活用した子育てサロンの情報発信支援
6. 居場所と交流機会の提供
 - (1) シヤッピー喫茶の運営 常設
 - (2) シヤッピーハウスの管理運営 常設
 - (3) シヤッピーハウス貸し会議室の運営 随時
 - (4) シヤッピーハウスでの作品展示の運営 随時
 - (5) シヤッピーハウス掘り出し市の開催 2回
 - (6) シヤッピーハウスボランティアの活動推進
 - (7) 男性による居場所づくり事業
 - ① 男の珈琲道場 1回
 - ② 交流会 2回
 - ③ 「道楽珈琲」の開催 2回
7. その他
 - (1) 地区（支部）福祉委員会活動の広報（社協だより、ホームページ等）
 - (2) 協力員のボランティア保険加入
 - (3) 見守り対象者ファイルの整備促進と配布
 - (4) 地域福祉活動に使用する資材等の貸し出し

(5) 他機関の実施する会議・研修会・講習会への参加

〔3〕災害に強い街づくり事業の推進

災害対策を通じた地域のつながりづくりをめざし、地域の自主防災組織の立ち上げや防災訓練への支援を行うとともに、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難支援計画の策定を関係機関との協力のうで促進する。また、災害ボランティア事前登録者とともに、平時からの防災意識の共有と発災時の迅速な対応ができる体制の構築をめざす。その他、介護予防支援事業所・障がい相談支援事業所として義務付けられている BCP 訓練についても実施する。

1. 関係役職員・協定団体による災害時のシミュレーション・訓練の実施
2. 災害ボランティア事前登録の推進および登録者への研修の実施
3. 災害時図上訓練用マップの提供および訓練の実施支援
4. 災害時避難行動要支援者に対する支援・配慮の啓発
5. 生活課題検討・調整会議の開催 随時
6. 被災地への職員およびボランティアの派遣 随時
7. 他機関の開催する研修会・講習会への参加
8. 災害救援マニュアルの検証
9. 災害 BCP 訓練の実施 1 回

〔4〕ボランティアセンター事業の推進

住民のボランティア活動への理解と参加促進を図るため、引き続き各種事業に取り組む。幅広い世代が活動できるボランティア活動先の開拓をすすめるとともに、活動者・募集者の双方が相談しやすいよう、情報提供の方法や共有のあり方について検討を行う。また、生きづらさを抱えた当事者のエンパワメントの一環として、ボランティア活動を通じた「参加支援」が行えるよう、丁寧なコーディネートを行い、関係機関との連携を強化していく。加えて、次世代を担う学生への支援にも重点を置き、学校や関係機関と連携し、学生が地域や社会課題に関心を持ち、ボランティア活動へ参加できる機会の創出に取り組む。

1. ボランティアセンター事業
 - (1) ボランティアセンター運営委員会の開催 5 回
 - (2) ボランティアセンター登録施設・団体連絡会の開催 1 回
 - (3) ボランティアセンター登録受入施設新規説明会の開催 1 回
 - (4) 住民を対象とした地域福祉活動事業とボランティアグループの活動に対する助成
 - (5) ひとことポストの設置と回答
 - (6) 関係機関団体などとの連携および支援
 - (7) ボランティア保険の加入および請求窓口業務
 - (8) 特技ボランティアの登録推進と活動紹介
 - (9) ボランティア体験プログラムの実施（7 月～11 月）
 - (10) 学生ボランティア支援

2. 善意銀行事業
 - (1) 善意銀行の PR と寄付の受付
 - (2) 年間配分計画の答申・払出し
3. サロン・ド・ボランティア推進事業
 - (1) サロン・ド・ボランティアの開催 12 回
(12 月はサロン・ド・クリスマス開催)
 - (2) ボランティアアドバイザー連絡会の開催 12 回
 - (3) 新規登録施設（団体）による施設紹介の開催
4. 傾聴ボランティア支援事業
 - (1) 傾聴ボランティア交流会の開催 12 回
5. ボランティアグループ支援事業
 - (1) 登録ボランティアグループへの助言および情報提供
 - (2) 登録ボランティアグループ連絡会の開催 2 回
 - (3) 朗読ボランティアの活動支援
 - (4) 朗読ボランティア連絡会の開催 1 回
 - (5) 社会福祉協議会が実施する事業への協力依頼
 - (6) 登録グループの研修・活動のための備品および会議室の貸し出し
6. 広報・啓発の強化事業
 - (1) 社協だよりによるボランティアセンターの PR
 - (2) 活動写真パネルの更新と展示
 - (3) ボランティア体験プログラムへの PR
7. 講座及び研修会等の開催
 - (1) 新規ボランティアへの説明会の開催 1 回
 - (2) 中学生・高校生向けのボランティア講座 2 回
8. 各種イベントの開催
 - (1) 社協チャリティバザーへの協力
 - (2) 社協ふれあいクリスマス会の開催 1 回
 - (3) 障がい児・者ふれあい交流会（ボッチャスクールおよびボッチャ大会）
の開催 1 回
 - (4) ボランティアフェスティバルの開催 1 回

〔5〕総合相談事業の推進

身近な相談窓口として心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設する。

1. 心配ごと相談所の開設
 - (1) 開設日 毎週 1 回（月曜日・午後 1 時～4 時）
※第 4 月曜日はコープ泉佐野店 2 階集会室にて開設
 - (2) 心配ごと相談所連絡会及び研修会の開催 2 回
 - (3) 心配ごと相談所出張相談の開催 1 回
 - (4) 心配ごと相談所の啓発

〔6〕在宅福祉活動の推進

高齢者や障がい者等の要援護者が安心して在宅生活ができるように地域の福祉ニーズに対応した活動を支援する。

1. 福祉車両及び車イスの貸し出し
2. 有償協力員派遣事業「おたがいさまの会」の実施
 - (1) 有償協力員の派遣・調整 随時
 - (2) 協力会員連絡会の開催 2回
 - (3) 有償協力員派遣事業運営委員会の開催 1回
 - (4) 「おたがいさまの会」説明会の実施 1回

〔7〕基幹型包括支援センターの受託運営

基幹型機能強化型包括支援センター事業（基幹包括支援センターいずみさの）を市より受託し、地域型包括支援センターをはじめとした関係機関との協働により、地域共生社会の推進に取り組む。なかでも、社協の強みを活かした、各種事業の推進による、住民参加・住民主体の支えあい活動推進に積極的に取り組む。

1. 総合相談支援業務
 - (1) 初期相談と適切な支援機関へのつなぎ（自殺予防相談を含む） 随時
 - (2) 地域型包括支援センターに対する後方支援 随時
 - (3) 生活圏域を特定できない要援護者に対する支援の調整 随時
 - (4) 必要に応じた地域包括個別ケア会議・重層的支援会議・支援会議等への参画 随時

2. 権利擁護業務

成年後見の制度改正およびそれに伴う社会福祉法改正にむけた議論が国で行われている状況を考慮し、昨年度まで実施していた制度説明に関する講座を、現に受任している親族後見人も対象に含めた個別相談会の実施へと振りかえる。

- (1) 高齢者虐待・障がい者虐待の防止
 - ① 高齢者虐待・障がい者虐待の通報受理 随時
 - ② 高齢者虐待・障がい者虐待事例の支援会議の開催支援・協力
・コアメンバー会議 月3回程度以上
・全体会議 1回
 - ③ 関係団体への出張講座の実施 随時
- (2) 消費者被害への対応と関係機関連携 随時
- (3) 成年後見の利用促進
 - ① 中核機関としての相談・支援・連携支援 随時
 - ② 中核等会議の運営 6回
 - ③ 出張講座の実施 随時
- (4) 権利擁護型地域包括ケア会議への参画 1回
- (5) 市民後見人の養成と支援
 - ① 市民後見人活動に関する周知・広報 随時

② 市民後見人受任者への活動支援	随時
③ 市民後見人バンク登録者交流会の開催	2回
(6) 講座及び研修会等の実施	
① 個別相談会の実施	3回
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
(1) ケアマネジャー向け法定外研修の開催	2回
(2) 事例検討会の開催	2回
(3) ケアマネジャー交流・学習会の開催	3回
(4) 泉佐野市・田尻町介護支援専門員連絡会への支援（事務局）	
4. 介護予防事業業務	
(1) 自立支援型地域ケア会議の運営（参画）	12回
(2) 住民向け出張講座の実施	随時
(3) 介護予防教室（住民向け公開講座）の開催	1回
(4) 泉佐野市地域健康教室への協力（2か所）	2回
(5) 地域での介護予防体操モデル事業（さのトレ体操）の実施・推進	随時
(6) 介護支援サポーター事業の運営	随時
5. 医療・介護連携の推進	
(1) 市事務局会議への参画	12回
(2) 地域住民等に対する在宅医療・介護の講座開催	1回
(3) 多職種連携を目的とした合同研修の企画・開催	1回
6. 認知症施策推進事業	
<p>認知症基本法に基づく市町村認知症施策推進基本計画が策定されることを念頭に、チームオレンジや認知症カフェ等の業務を継続するとともに、住民活躍の仕組みとして、認知症サポーターよりも具体的な活動をめざしたボランティアとなるオレンジパートナー（仮称）の創設にむけた準備をすすめる。</p>	
(1) 認知症サポーターの養成	
① 認知症サポーターキャラバンメイト連絡会の事務局運営	
② 認知症サポーター養成講座の実施	随時
③ キッズサポーター養成講座の実施	随時
④ チームオレンジおよびオレンジパートナーの養成 （ステップアップ講座の開催）	2回
(2) 認知症ケアパスの更新と作成・配布	随時
(3) 認知症初期集中支援チームの運営	
① チーム員会議の開催	概ね月2回
② 初期集中支援の実施	随時
(4) 認知症カフェやチームオレンジの活動支援	随時
(5) 若年性認知症への支援	
(6) 認知症予防の推進	
① 住民向け出張講座の実施	随時
(7) 3市3町認知症ネットワーク（サザンWAO）への参画	

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (8) 世界アルツハイマー月間（9月）における認知症理解の普及啓発 | |
| ① WAO いずみさの（多職種による住民向け講座）の開催 | 1回 |
| ② 市内図書館における展示 | 1回 |
| (9) 高齢者等見守り SOS ネットワーク事業の運営 | 随時 |
| (10) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の申込受付・周知 | 随時 |

7. 基幹相談支援センター事業

基幹相談支援センターとしては、就労事業所連絡会におけるマルシェ活動を継続支援する等、自立支援協議会を通じた事業所間連携の取り組みをすすめ、協同で情報を発信するウェブサイトの構築にも新たに取り組む。その他、小学校での福祉教育への協力等を通じて、住民や教員の障がい理解促進も図る。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 自立支援協議会事務局への参画 | |
| (2) 自立支援協議会各種専門部会・ワーキングチーム等の企画・運営等 | |
| ① 相談支援員連絡会 | 3回 |
| ② 就労支援部会 | 1回 |
| ③ 泉佐野市田尻町就労事業所連絡会 | 3回 |
| ④ 地域移行部会 | 3回 |
| ⑤ その他、協議会が設置するものへの参画 | 随時 |
| (3) 支援学校進路懇談会への参加・協力等 | |
| (4) 障害福祉サービス事業所連絡会の開催 | 2回 |
| (5) 障害者支援に関する研修会の開催 | 1回 |
| (6) 相談支援従事者研修インターバル | 随時 |
| (7) 小中学校等における福祉教育（障がい理解）への協力 | 随時 |
| (8) 市外在住（居住地特例）対象者に対する相談支援 | |

8. 生活困窮者自立支援事業

就労準備支援事業や生活福祉資金事業（貸付事業）を活用しながら、支援を要する人の把握や地域型包括支援センターへのつなぎに取り組む。

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| (1) 自立相談支援事業 | |
| ① 支援調整会議の開催 | 概ね 12回 |
| ② 生活圏域を特定できない事例への支援（計画作成他） | 随時 |
| (2) 就労準備支援事業 | |
| ① 就労準備支援連続講座の開催 | 随時 |
| ② 生活準備プログラムの開発 | |
| ・ 居場所づくり事業（縁起プロジェクト）の活用 | 12回 |
| ・ その他のステッププログラムの実施 | 随時 |
| ③ 企業や障害者就労支援事業所等を含めた情報集約 | 随時 |
| (3) 家計改善支援事業の実施 | 随時 |
| (4) 居住支援事業（旧一時生活支援事業・ホームレスに対する支援の実施） | 随時 |
| (5) 生きづらさを感じている人々への支援 | |
| ① 生きづらさを感じている人々への支援講座の開催 | 1回 |
| ② 生きづらさを感じている人々の支援に関する検討・企画 | |

(6) フードバンクや寄付と連携した緊急支援の実施 随時

9. 子育て包括支援センター業務

利用者支援事業・子育て包括支援センター事業においては、令和7年度の取組をすすめ、里親支援機関や国際交流団体等と連携しながら、子育て支援分野においても、住民活躍の取り組みを推進する。

(1) 妊娠届等の受理・面談と母子健康手帳等の交付

① しんいけ圏域における受付 随時

② 地域型包括支援センター受理分の取りまとめと市への提出 随時

(2) 地域型包括支援センター等に対する研修会の開催 1回

(3) 担当者会議（情報交換会）の運営 1回

10. 地域自殺対策推進事業

関係団体と連携・協働しながら、地域自殺対策推進事業を活用した包括的な支援者支援の取り組みをすすめる。

(1) 人材養成事業

① 福祉関係者向け研修会の開催 1回

(2) ゲートキーパー研修会の開催 2回

(3) 普及啓発事業

① 住民向け講演会の開催 1回

② チラシ等を利用した普及啓発事業 随時

③ 市内図書館における展示 1回

(4) 若年層対策事業

① 研修会・講座の開催 1回

11. 基幹機能業務

(1) 包括支援センター事務局会議の運営 4回

(2) 地域課題の把握・整理・提案

① 地域包括ケア会議全体会への参画 1回

② 地域福祉計画推進審議会・地域福祉活動計画推進委員会事務局への参画 随時

〔8〕地域型包括支援センターの受託運営

新池中学校圏域を担当する「包括支援センターしんいけ」の運営業務を受託し、高齢者・障がい者・生活困窮者等が住み慣れた地域で安心して生活ができることを目的に相談支援を行う。

1. 総合相談支援業務

2. 権利擁護相談

(1) 権利行使支援・権利回復支援に関する相談援助

3. ケアマネジャー・相談支援専門員への後方支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）

4. 介護予防支援業務

(1) 介護予防ケアマネジメントの実施

- (2) 介護予防支援計画の作成・支援
- 5. 生活困窮者自立支援事業
- 6. コミュニティソーシャルワーク事業
- 7. 介護予防普及啓発事業
- (1) 介護予防教室の開催

1 回

〔9〕生活福祉資金事業

低所得者・障がい者・高齢者の世帯に、民生委員及び関係機関と連携して資金の貸付及び生活支援を行い、安定した生活を送れるように支援する。

- 1. 生活福祉資金事業の窓口業務
- 2. 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業

〔10〕障害支援区分認定調査事業

障害福祉サービスを利用するために必要とされる支援の度合いを、全国一律の基準に基づき公平性と客観性の観点で調査業務に取り組む。

〔11〕広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協ホームページをリニューアルし、幅広い年齢層に情報発信を行う。社協事業や地域福祉についての理解を深めるため、社会的課題やその解決に取り組む活動を周知し、必要な人に必要な情報が届くよう的確な情報提供を行う。また、住民の福祉活動の充実のため備品の貸し出しを行う。

- 1. 広報紙『社協だより』の発行と配布
- 2. 社協ホームページ、ブログ、Facebook、Instagramによる福祉情報の発信
- 3. 福祉啓発 DVD 及び社協備品の貸し出し
- 4. 福祉教育の推進
- 5. その他、社会福祉に関する情報の提供

6 回

〔12〕日常生活自立支援事業の推進

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に支援を要する認知症高齢者や障がい者等との契約に基づき、支援計画の作成や金銭管理をはじめとした援助を通じて、日常生活のサポートを行い要援護者の自立を支援する。なお、前年度より準備・説明を行ってきた新たな料金体系と電子送金システムの導入を4月から実施する。

また、本事業については、現在、国において事業の見直しがすすめられており、今後のありかたについての情報収集や検討を行っていく。

- 1. 契約に基づく支援の実施
- 2. 新事業に対する調査・検討

〔13〕社会福祉協議会会員組織の充実と自主財源の強化

住民の地域福祉活動に対する理解と認識をより一層深め、『社協会員』の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保を図る。

- 1. 社協会員会費の納入への協力依頼と協力町会への還付

2. 社協協賛会員の募集

〔14〕共同募金事業の推進

地域福祉活動を支えるとともに子どもの頃から助け合いの精神を伝える募金活動を推進する。NPO、企業、様々な団体が赤い羽根共同募金運動に参画出来るよう、機会や場の設定を検討・実施していく。また、関係機関と連携し、各種イベントでの街頭募金の実施により、啓発機会を増やすとともに、ガチャガチャ募金を通じて連携先企業の拡大を図る。

1. 共同募金運動の実施

- (1) 配分申請受付
- (2) 各町会・団体への依頼および寄付の受取、報告
- (3) 街頭募金の実施
- (4) イベントブースへの出展

2. 歳末たすけあい運動の実施

- (1) 担当者会議の開催
- (2) 寄付の依頼および受取、報告

〔15〕民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員協議会では、住民の立場に立った「寄り添う」身近な相談・支援活動を行っている。また従前より、高齢者や障がい者、子育て世帯や子どもの見守り活動、さらには災害に備えたまちづくりに取り組むなど、地域福祉の推進に努めている。引き続き、民児協と協働による地域福祉の向上を推進する。

〔16〕市立社会福祉センターの管理運営

地域福祉を推進する活動拠点として、また住民の福祉推進の場である社会福祉センターの管理運営を実施。老人福祉センターを含め利便性の向上を図り、住民に親しまれる“福祉センター”となれるよう次の項目に留意して運営を推進する。

1. 住民の誰もが気軽に集え、安全に利用しやすい環境づくりに努める。
2. 効果的・効率的に施設の維持管理をするとともに、経費の節減に努める。
3. 職員と利用者が協働して、人権と防災等の意識高揚に努める。
4. 高齢者・障がい者の交流機会づくりに努める。

〔17〕福祉教育の推進

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉への理解と共感を育むため、専門職人材の育成に協力するとともに、地域における福祉教育に取り組む。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 社会福祉士養成実習の受入 | 随時 |
| 2. 看護師等養成実習の受入 | 随時 |
| 3. オープンカンパニー参加者の受入 | 8月～12月 |
| 4. 学校や関係機関、団体との協働による福祉教育の実施 | 随時 |
| 5. 市町村社協新任職員研修会フィールドワークの受入 | 1回 |